

患者さんへお知らせ

1 当診療所は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 九州厚生局長への届出事項

- ◆運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◆下肢創傷処置管理料 ◆二次性骨折予防継続管理料 3
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆酸素の購入

医療法人 敬生会 みなとクリニック